

納税課からのお知らせ

市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

市税の納期

市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税はコンビニでも納めていただけます
市税は、市役所や銀行・

コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して出してください。
- 納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱えません。
- バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。



金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア（コンビニ）で納付することが出来ます。

※取り扱いできる金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載しています。

納付書はつづつていません
納付書はつづらずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 6月12日（金）までに口座振替の申し込みをした場合、7月が納期の固定資産税、都市計画税第2期分から振替となります。

す。また、7月14日（火）までに申し込みをした場合、納期が8月の市・府民税第2期分から振替が出来ます。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）、または納税課で行うことが出来ます。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

預金残高を

「確認ください」

口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法（期別または全期前納）を記載していますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で

口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、事業

の廃止や休止、失業などにより平成27年度市・府民税を納期内に納めることができない人は、納税通知書が届いてから第1期納期限（6月30日）までに納税課へご相談ください。

※内容により京都府税務機構でご相談いただく場合があります。

納期限が過ぎた市税は
京都府税務機構に
移管します

市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し、延滞金や督促手数料が加算されることがあります。また、徴収事務を京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都府税務機構」に移管します。以降、同機構が徴収を行います。

個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることが出来ます。

減免対象となる事由

- ①生活保護法の規定による扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合（退職の場合は表の離職理由コード50の重責解雇を除く）
- ③学生および生徒（前年の合計所得金額が65万円以下）
- ④災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤その他特別の事情がある場合

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を超える場合は家族内に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、課税課市民税係にお問い合わせください。

各納期限までに申請を
減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、印かん、事由を証明する書類を持って課税課市民税係へ申請してください。

◆問い合わせ 課税課

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

障がいのある人の軽自動車税を減免

申請は

6月30日（火）

まで

障がいのある人本人が所有する自動車や障がいのある人のために使用する自動車の軽自動車税を減免します。（障がいのある人1人につき1台）

▽減免の手続き
平成27年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月30日（火）までに納税課へ申請してください。

※自動車税（普通自動車等）の減免と合わせて受けることはできません。

詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 納税課

住宅のバリアフリー改修工事で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額（床面積100㎡までを限度）の3分の1相当額です。

（減額の要件）
▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の高齢者（改修工事が完了した翌年1月1日現在）②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人

▽改修工事 平成28年3月31日までに、次の①～④のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段の

この配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

（手続き）
改修工事が完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。（必要に応じて現地確認を実施）

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減（それぞれ）の申請が必要）が受けられます。

◆問い合わせ 課税課